

# 第2次東近江市総合計画

## 概要版



# はじめに

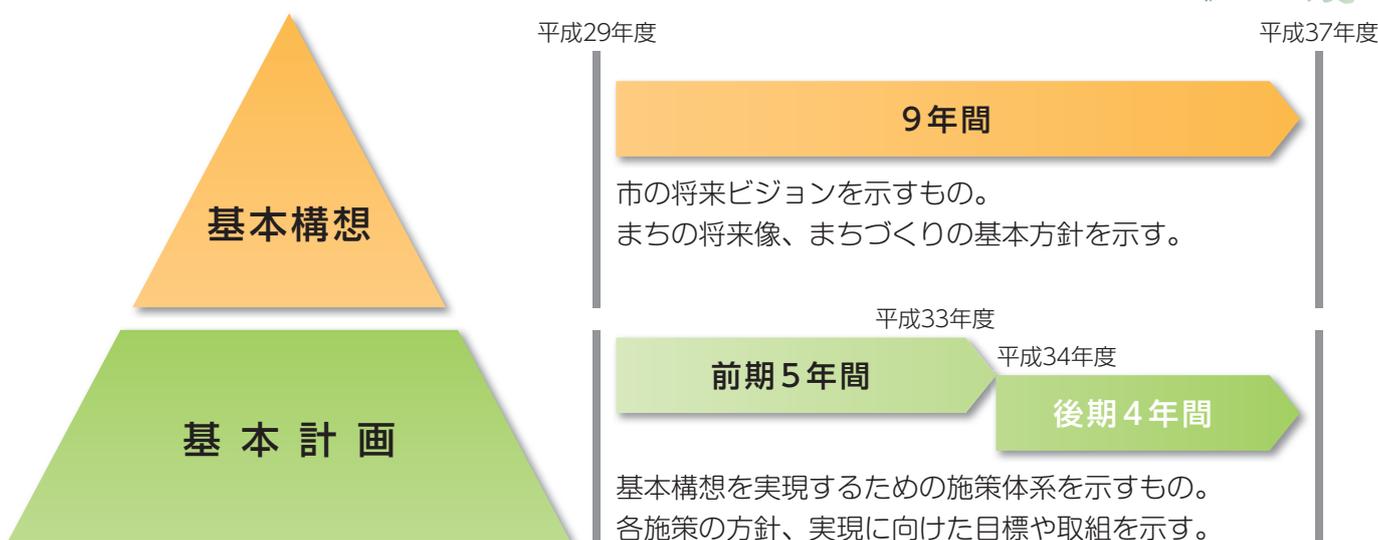


東近江市は、平成19年3月に「東近江市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を、平成24年3月に「東近江市総合計画（後期基本計画）」を策定し、「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」の実現に向けて諸政策に取り組んでまいりました。

国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、本市においても人口構造が大きく変化し、人口減少を少しでも食い止め、持続可能なまちづくりを進めていくことが課題となっています。

こうした中、本市が有する歴史、文化などの地域資源に磨きをかけるとともに、中心市街地の活性化に取り組み、さらに、若い世代が結婚や妊娠、出産、子育て等の希望を実現し、誰もが安心して暮らせる東近江市の実現を目指して、第2次東近江市総合計画を策定するものです。

## 計画の構成と期間



## 基本構想



### 東近江市の将来性

合併後10年が経過した今、東近江市の「アイデンティティ」について、市民と行政が互いに確認・理解し、改めて見つめ直し、磨き上げ、最大限に活用することで、次世代を見据えたまちづくりや地域の誇りにつながると考えます。

#### 東近江市のアイデンティティ

豊かな自然と歴史・文化を備えたまち

多様で豊かな自然と奥深い歴史・文化を地域活性化の資源とすることができる。

多様な産業が発達したまち

農工商等多様な産業が更に発展することで雇用が確保され、地域を活性化することができる。

近畿圏と中京圏の交流連携の窓口に位置するまち

二つの大都市圏域との交流を物的にも文化的にも深め、連携することで地域の活性化につなげていくことができる。

地域性豊かなまち

地域自らが考え取組を行うことができる地域性を生かし、まちづくりの人材が育ち、豊かな地域性を更に発展させることができる。

## 将来都市像 と まちづくりの基本方針

将来都市像

### うるおいとにぎわいのまち 東近江市

～ 鈴鹿から琵琶湖の恵みを生かし 人が輝くまちづくり ～

- 鈴鹿山脈から琵琶湖まで、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる水と緑の豊かな自然を大切にした調和のとれた美しいまち
- 古代から近世に至る歴史遺産、惣村や近江商人等の精神を育み綿々と続く地域の暮らしなど、悠久の歴史・文化が脈々と息づくまち
- 地域の個性や魅力的で豊かな資源を生かし、共に力を合わせ市民自らの手で創り出すまち
- 産業経済活動が活性化し、地域全体が元気でにぎわいのあふれる自立的なまち

「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」  
と実感できる東近江市でありたい

#### 基本的な視点

#### 共通の認識

##### 基本方針 1

### ひと

人と地域が  
共に成長できる  
まちづくり

##### 基本方針 3

### まち

市民の暮らしを支え  
活力を生み出す  
まちづくり

##### 基本方針 2

### くらし

誰もが健やかに  
笑顔で暮らせる  
まちづくり

##### 基本方針 4

### 行政経営

自立的で市民に信頼されるまちづくり

##### 協働

行政・市民がそれぞれの能力・役割・責任を理解・尊重し、あらゆる場面で地域人材を育成し、安心して暮らせる協働のまちづくりを推進します。

##### 人権

市民、団体、事業者、行政等が一体となり人権に配慮した取組を行い、市民の人権意識を高め、誰もが個性や能力を生かし、いきいきと暮らせる人権のまちづくりを推進します。

##### 安全・安心

まちづくり推進の際、危機発生を未然に防ぐリスク管理、事故発生時の被害を最小限に食い止める危機管理対応を構築し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

##### 環境

市民、事業者、行政等が環境に対する意識を高め、環境に配慮した都市基盤の整備や事業活動、ライフスタイルへの転換を図り、環境負荷を低減する持続可能なまちづくりを推進します。

- 「将来都市像」を実現するため、4つの「基本的な視点」を「まちづくりの基本方針」とします。
- 「将来都市像」を目指して、「まちづくりの基本方針」を推進するに当たっては、4つの「共通の認識」を常に念頭において施策に取り組みます。

## 将来人口

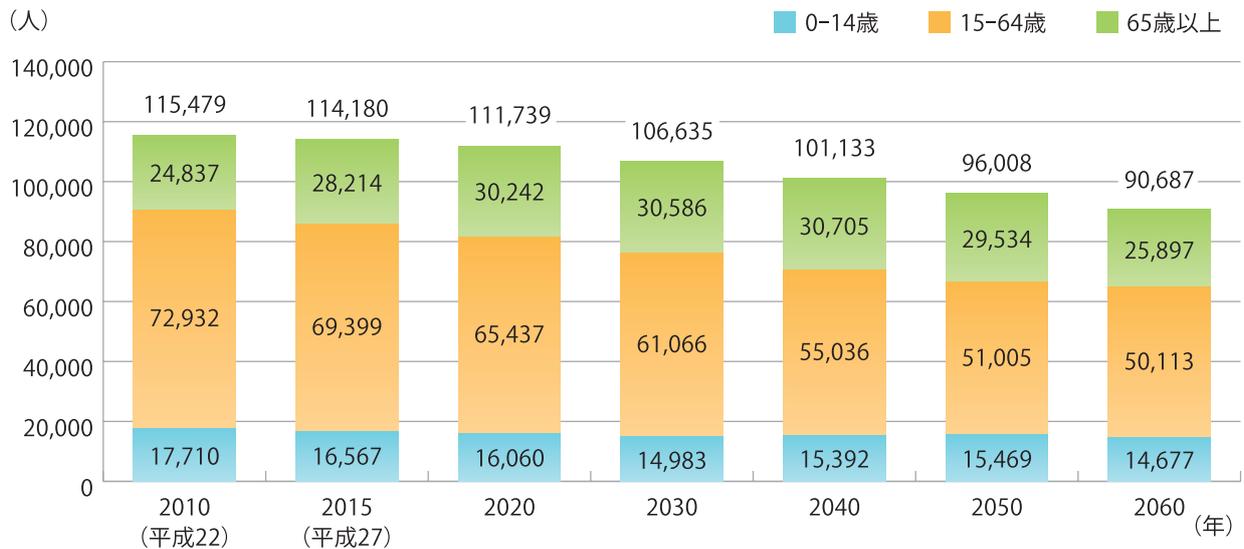
本市の人口は減少の局面に入っており、平成27年(2015年)10月1日現在(国勢調査)の総人口は114,180人となっています。

今後も、人口の減少傾向は続くと思われることから、定住の促進と人口流出の抑制に取り組むとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、地域の資源を生かした活性化を行う必要があると考えます。

こうした取組により本市の将来目標人口を、2040年に10万人、2060年には9万人とします。

将来目標人口  
2040年 10万人  
2060年 9万人

### ◆ 総人口と年齢3区分別構成の推移



※「総人口と年齢3区分別構成の推移」は東近江市人口ビジョン。2010年、2015年は国勢調査。

## 将来の土地利用の方向性

本市の様々な特性をもった土地について、それぞれの特性を確保しつつ、バランスのとれた都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

### 農用地

農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤や住環境の整備、農業のもつ多面的機能の維持増進を図り、さらに、美しい自然と調和した農村環境を交流の資源として活用に努めます。

### 森林

自然環境や生活環境に配慮し、森林の保全や木材としての活用に努めるとともに、自然に親しむ癒しの場としての保健休養機能やレクリエーション、観光、教育等の場としての交流機能の向上を図ります。

### 河川・水辺

多様な生態系を育む自然環境の保全を基本としつつ、適正な管理と整備を図る一方、人々に潤いを与える空間として、観光、レクリエーション等の活用に努めます。

### 市街地等

都市基盤の整備、居住環境の改善をはじめ、商業、工業、交流、サービス、文化、行政サービスなど魅力ある市街地としての機能の強化を図り、総合的な都市生活機能の拠点としてふさわしい市街地の形成とにぎわいの創出を図ります。



## ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

分野・基本施策

施策・具体的な取組

### 政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

共生	<p>1 地域の課題解決能力が育つまちをつくり ます</p>	<p><b>協働のまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郷土愛を育み、地域の困りごとを解決するため、知恵を出しあい共に汗をかく人づくりの推進</li> <li>コミュニティビジネスに取り組む団体等を支援</li> </ul> <p><b>市民活動・地域コミュニティへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動を担う人材を発掘し、人材を活用できる体制づくり</li> <li>自治会の活動を支援し、集落機能を維持する取組の推進</li> </ul>
----	------------------------------------	--

### 政策2 子どもが健やかに育つまち

子ども	<p>1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつ くります</p> <p>2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できる まちをつくります</p> <p>3 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充 実したまちをつくります</p> <p>4 多様化する子育てニーズに対応できる環 境が整備されたまちをつくります</p>	<p><b>子育て家庭への切れ目ない支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目ない支援</li> <li>子育て家庭の経済的な負担の軽減</li> </ul> <p><b>子どもを守る・子育て家庭の不安の解消</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の早期発見と適切な初期対応</li> <li>子どもの貧困対策の推進</li> <li>子どもの相談体制の充実</li> </ul> <p><b>幼児教育・保育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育人材の積極的な確保</li> <li>企業内保育など新たな保育の受け皿づくりの推進</li> <li>子育て拠点の機能の充実</li> <li>幼児教育・保育施設の充実</li> <li>子育て支援拠点機能の充実</li> </ul>
-----	---	---

### 政策3 未来を創造するひとをつくるまち

教育	<p>1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつ くります</p> <p>2 子どもが安全で快適な環境のもと学べる まちをつくります</p> <p>3 子どもが健やかに育つことができるまち をつくります</p> <p>4 子どもの食を支えるまちをつくります</p>	<p><b>教育環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の計画的な改修</li> </ul> <p><b>児童・生徒の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生きる力を育む豊かな体験活動等を実施</li> <li>外国籍児童・生徒の学習支援</li> </ul> <p><b>教育内容等の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学ぶ力の向上推進</li> <li>ふるさとへの愛着や誇りを醸成する取組の推進</li> <li>教育相談体制の充実</li> <li>学校給食への地場産農産物の利用拡大</li> </ul>
生涯学習	<p>5 生涯にわたり学ぶことができ、学んだこと が生かせるまちをつくります</p> <p>6 気軽にスポーツを楽しめるまちをつくり ます</p> <p>7 生涯を通じて図書に親しめるまちをつ くります</p>	<p><b>多様な学習機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育に携わる人材育成等社会教育の推進</li> </ul> <p><b>スポーツの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気軽に運動やスポーツに取り組む機運の醸成</li> <li>国体等を見据えた競技力向上、選手育成や施設整備</li> </ul> <p><b>市民のための図書館づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鮮度の高い蔵書の維持、市民の求める資料の提供</li> </ul>
歴史文化	<p>8 豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつ くります</p>	<p><b>地域文化の継承と創造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい時代に向けた博物館運営</li> </ul> <p><b>文化財の保存・継承と活用・愛護の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根ざした伝統文化の調査・継承支援</li> <li>日本遺産の普及啓発</li> <li>ふるさとの歴史や文化を守る心を育む取組の推進</li> </ul>

# くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

分野・基本施策

施策・具体的な取組

## 政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

<p>福祉</p>	<p>1 誰もが支ええられ豊かに暮らせるまちをつくります 2 健康で文化的な生活ができるまちをつくります 3 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくります 4 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくります 5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくります 6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくります</p>	<p><b>地域福祉活動、社会福祉活動の推進</b> ・地域福祉計画の着実な推進や社会福祉団体等の活動支援 <b>地域包括ケアの推進</b> ・市民に身近な相談窓口の充実 ・認知症に対する早期相談と支援や地域見守り体制の構築の推進 <b>生活困窮者への自立支援</b> ・生活困窮者の自立に向けた伴走型の相談支援 <b>高齢者の生きがいづくりの推進</b> ・高齢者の生きがいづくりなどの活動ができる場の充実 <b>障害者の地域生活支援体制の充実</b> ・障害者(児)の自立した社会生活に向け切れ目ないサービスの提供 <b>発達障害に対する支援体制の充実</b> ・発達相談や教育相談の充実</p>
<p>健康</p>	<p>7 健やかで心豊かに生活できるまちをつくります</p>	<p><b>保健予防活動の推進</b> ・生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進 <b>介護予防活動の推進</b> ・要介護や要支援状態になることの予防</p>
<p>医療</p>	<p>8 質の高い医療が受けられるまちをつくります</p>	<p><b>地域医療の充実</b> ・小児医療や救急医療など不足する医療機能の強化 ・医師や看護師などの医療スタッフの確保</p>

## 政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

<p>保険年金</p>	<p>1 安心して医療を受けられるまちをつくります</p>	<p><b>国民健康保険の健全運営</b> ・国民健康保険による医療給付 <b>福祉医療費助成制度の推進</b> ・子ども、障害者、母子家庭、高齢者等への医療費一部助成</p>
<p>市民人権</p>	<p>2 戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくります 3 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくります 4 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくります</p>	<p><b>人権施策・啓発の推進</b> ・人権相談や啓発活動の充実 <b>男女共同参画の推進</b> ・ワーク・ライフ・バランスの取組推進 <b>市民相談体制の充実</b> ・関係機関と連携強化し市民相談への適切な支援</p>
<p>環境</p>	<p>5 資源循環型社会への意識の高いまちをつくります 6 豊かな自然を保全・活用するまちをつくります 7 環境への負荷を軽減するまちをつくります</p>	<p><b>ごみの適正処理</b> ・ごみの減量化や資源分別活動の推進 <b>森里川湖のつながり創生</b> ・森・里・川・湖のつながりの保全や創造の推進 <b>循環共生型まちづくりの推進</b> ・資源循環活動の普及推進、自然環境や生態系の保全活動の推進 <b>低炭素社会の推進</b> ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進</p>
<p>交通</p>	<p>8 交通環境の整ったまちをつくります</p>	<p><b>公共交通の充実</b> ・効率的なコミュニティバスの運行と公共交通の確保維持 ・新八日市駅、太郎坊宮前駅及び駅周辺の整備 <b>公共交通の利用促進</b> ・公共交通を利用しやすい環境づくり</p>

## 政策6 共につくり安全に暮らせるまち

<p>防災 消防 防犯</p>	<p>1 災害に強く防犯意識の高いまちをつくります 2 空家等が適正に管理されるまちをつくります</p>	<p><b>防災・減災対策の充実</b> ・自主防災組織の設置促進と活動支援 ・防災情報告知放送システムの整備 <b>空家等対策の推進</b> ・空家等の適切な管理と活用の推進</p>
-------------------------	--	--

# まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

分野・基本施策

施策・具体的な取組

## 政策7 活力とにぎわいのあるまち

<p>農林水産</p>	<p>1 活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくります 2 森林や里山が適切に保全管理され資源を利活用するまちをつくります 3 安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくります 4 農地の適切な維持と有効利用</p>	<p><b>農業担い手育成</b> ・新規就農者等の担い手を育成 <b>農業生産・特産品の振興</b> ・収益性の高い野菜の作付けの拡大を推進 ・地場農産物のブランド化と加工品開発、農商工連携 <b>林業の振興</b> ・市内産木材の利活用の促進 <b>有害鳥獣対策</b> ・有害鳥獣の捕獲や追払い活動など集落ぐるみの取組の推進 <b>農業生産基盤の整備</b> ・大区画ほ場整備や畑作が可能な水田の整備</p>
<p>商工労働</p>	<p>5 活発な産業が展開し生き生きと働くことができるまちをつくります 6 元気で魅力ある企業が立地するまちをつくります</p>	<p><b>企業支援の推進</b> ・地場産業の需要開拓や起業の支援 <b>商店街等の活性化</b> ・空店舗対策の推進      ・魅力ある商店等の創出支援 <b>企業立地の促進</b> ・新規企業の立地、既存企業の事業拡大や市民の雇用に対する支援</p>
<p>観光</p>	<p>7 多彩な魅力を感じ多くの人を訪れるまちをつくります</p>	<p><b>観光産業の高度化</b> ・本市の風土、文化等の地域資源を生かしたプロモーションの推進 ・地域固有の資源を新たに活用した体験交流型観光の振興 <b>観光地づくりの支援</b> ・観光資源のブランド化      ・日本遺産を活用した観光推進 ・自然、歴史等テーマ性のある観光ルートの設定</p>

## 政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

<p>道路河川</p>	<p>1 広域的な都市基盤が整ったまちをつくります 2 道路・河川が整備されたまちをつくります 3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくります</p>	<p><b>主要幹線道路・地域内道路の整備</b> ・国道や県道の改良、バイパス整備、未整備路線整備等の推進 <b>道路の安全と快適性の確保</b> ・橋梁の定期的な点検及び計画的修繕 ・集落周辺道路整備の支援 <b>河川・水路の管理</b> ・水辺空間整備や河川愛護活動の支援</p>
<p>都市計画</p>	<p>4 計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくります 5 住まいの安全性が確保されたまちをつくります 6 質の高い公共施設があるまちをつくります</p>	<p><b>適正な公園の整備・維持管理</b> ・都市公園内の遊具及び施設の計画的な更新 <b>計画的な土地利用の推進</b> ・都市計画区域区分や用途地域の見直し <b>耐震化の推進</b> ・旧耐震基準の木造住宅の耐震診断や耐震改修の支援</p>
<p>住宅</p>	<p>7 快適な居住環境を支える公営住宅が整備されたまちをつくります</p>	<p><b>市営住宅の計画的な整備</b> ・市営住宅の計画的な改修、建替等の整備</p>

## 政策9 安全安心な上下水道のあるまち

<p>水道</p>	<p>1 安定的に水道水が供給されるまちをつくります</p>	<p><b>水道の安定供給</b> ・水道水源の保全と水道水の水質の適正な管理 ・中長期的な整備計画と経営計画による健全な経営</p>
<p>下水道</p>	<p>2 水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくります 3 農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくります</p>	<p><b>公共下水道の整備と普及促進・汚水の適正処理</b> ・下水道施設の長寿命化、耐震化の推進 ・農村下水道の公共下水道への接続を推進</p>

# 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

分野・基本施策

施策・具体的な取組

## 政策10 戦略的な地域の創生

創生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画的で効果的な行政運営</li> <li>2 重要施策や大規模プロジェクトの推進</li> <li>3 市政情報の効果的な発信</li> </ol>  <p>中心市街地での道路美装化や街なみ景観の形成（イメージ）</p>	<p><b>持続可能な地域づくりに向けた施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源に磨きをかけ、まちづくりに生かす取組の支援</li> <li>・ 定住移住の推進施策の効果的な情報発信</li> <li>・ 空家バンクの運営による、空家活用の推進と相談体制の充実</li> <li>・ 転入や多世代同居・近居に対する、住宅取得や住宅改修の支援</li> <li>・ 定住移住を推進し、地域課題の解決や地域の担い手の確保</li> </ul> <p><b>中心市街地のにぎわいの創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八日市駅周辺の地域資源（延命公園、延命新地等）を活用したまちづくり</li> <li>・ 中心市街地の空家改修や移住等の推進</li> <li>・ 道路の美装化等街なみ景観の形成</li> <li>・ 八日市駅前未利用地の有効活用</li> <li>・ マルシェ等イベントの開催による来訪者の増加</li> </ul> <p><b>広報・広聴の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シティプロモーションの推進</li> </ul>
----	---	--

## 政策11 安定した行政経営

行政経営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公正で透明性の高い行政事務の推進</li> <li>2 職員力・組織力の向上</li> <li>3 健全な財政運営</li> <li>4 公有財産や公用車等の適正な管理</li> <li>5 公平で透明性の高い契約管理</li> <li>6 安定的で効率的な情報処理システムの構築</li> <li>7 公金の適正な管理</li> </ol>	<p><b>適性な法制執務の推進</b></p> <p><b>適正な公文書の保存・管理と円滑な情報公開</b></p> <p><b>適正な人事・定員管理</b></p> <p><b>職員の人材育成の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のまちづくりについて、市民とともに市民目線で仕事をする現場主義の人材育成</li> </ul> <p><b>市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進</b></p> <p><b>適正な公有財産等の資産管理</b></p> <p><b>公共工事入札・物品調達契約の適正化</b></p> <p><b>地域情報化・電子自治体の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域課題の解決を図る効果的で効率的なICTの利活用の推進</li> </ul> <p><b>ケーブルネットワークの活用促進</b></p>
------	--	---

## 政策12 公平公正な課税と徴収

税	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民税の公正で適正な課税</li> <li>2 固定資産税の公正で適正な課税</li> <li>3 公正で適正な税の収納</li> </ol>	<p><b>適正な市民税・資産税の課税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税・固定資産税の公正で適正な賦課</li> </ul> <p><b>税収納率の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな納付手段の研究等収納率の向上</li> </ul>
---	--	--

## 政策13 議会・行政委員会

議会	1 円滑な議会運営と議会の活性化	<p><b>議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な議会運営と議会活動の活性化</li> </ul>
行政委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 適正な選挙の執行</li> <li>3 正確な行政事務の監査</li> <li>4 適正な公平委員会の運営</li> </ol>	<p><b>選挙</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙管理委員会の適正な運営と効果的な選挙啓発</li> </ul> <p><b>公平委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平委員会の適正な運営</li> </ul>

### 計画の推進に当たって

総合計画の推進に当たっては、職員一人一人が行政課題に共通の認識を持ち、行政の各部署が連携して政策の立案や事業実施に関わり、総合的に政策を推進する体制を強化し、効果的な施策の推進を図ります。

また、持続可能な地域づくりのため、中長期的な財政運営に努め、行政評価の実施や経営資源を最大限に生かすとともに、選択と集中を図った事業展開を行い、時代の潮流を見極め的確に対応する創造的な行政運営に挑みます。

また、広域のエリアや近隣市町との連携による経済や産業圏域の形成、国や県と連携した広域的な視点による基盤の整備を図るなど、交流と連携による取組を効果的に進め、自立的な地域づくりに努めます。